

支笏洞爺国立公園管理計画検討会設置要領

平成 20 年 2 月 29 日
北海道地方環境事務所長

(目的)

- 1 支笏洞爺国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、現地における管理業務の指針となるべき地域の実情に即した管理計画を作成するため、北海道地方環境事務所に「支笏洞爺国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(検討会の検討事項)

- 2 検討会においては次の事項を検討する。
 - (1) 国立公園又は管理計画区の概況
 - (2) 管理の基本方針
 - (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
 - (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
 - (5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
 - (6) その他第1の目的を達成するために必要な事項

(検討会の構成)

- 3 検討会は、学識経験者のうちから北海道地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）が依頼する検討員をもって構成する。
- 4 検討会には、関係機関、関係団体等の参画を求めることができる。

(座長)

- 5 検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを決定する。

(庶務)

- 6 検討会の庶務は、北海道地方環境事務所において行う。

支笏洞爺国立公園管理計画検討会名簿

◎検討員 (学識経験者)

<氏名>

近藤哲也 (北海道大学大学院 教授)

赤坂猛 (酪農学園大学 教授 (前北海道環境科学研究センター 副所長))

市岡浩子 (札幌国際大学 准教授)

◎関係行政機関等

<参画者>

- ・北海道森林管理局
- ・石狩森林管理署
- ・胆振東部森林管理署
- ・後志森林管理署
- ・札幌開発建設部
- ・石狩川開発建設部
- ・小樽開発建設部
- ・室蘭開発建設部

- ・北海道生活環境部環境局
- ・北海道石狩支庁
- ・北海道石狩森づくりセンター
- ・北海道札幌土木現業所
- ・北海道胆振支庁
- ・北海道胆振森づくりセンター
- ・北海道室蘭土木現業所
- ・北海道教育庁胆振教育局
- ・北海道後志支庁
- ・北海道後志森づくりセンター
- ・北海道小樽土木現業所
- ・北海道教育庁後志教育局

(裏面へ続く)

- ・札幌市
- ・苫小牧市
- ・千歳市
- ・登別市
- ・恵庭市
- ・伊達市
- ・ニセコ町
- ・真狩村
- ・喜茂別町
- ・京極町
- ・俱知安町
- ・壮瞥町
- ・白老町
- ・洞爺湖町